

所得税確定申告 住民税(町道民税)の申告が始まります

今年も所得税の確定申告、住民税の申告受付が始まります。

「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で申告書を作成し、お早めに提出してください。
申告会場にお越しの際には、「印鑑・前年の申告書等の控え」をご持参ください。

受付期間・場所・時間

1月26日(月)～3月16日(月)

役場庁舎 地下会議室 9時～12時、13時～17時

【税務署、役場とも土・日曜日と祝日は閉庁日となっています】

所得税の還付申告

- 年末調整をした給与所得者で医療費控除、住宅借入金等特別控除などがある方。
- 年末調整をしていない方や所得が公的年金などの方で、医療費控除、社会保険料控除、寡婦(寡夫)控除や障害者控除などを受けることができ、所得税を納め過ぎになっている方
- 源泉徴収票(給与・年金など)、還付金の振込先が分かるもののほか、下記書類が必要です。
 - ・医療費控除を受ける人は、1～12月に支払った医療費や薬代などの領収書とその明細書
 - ・年末調整をしていない人は、1～12月に納付した国民健康保険税や介護保険料などの支払額が確認できるもの、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料の控除証明書など
 - ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける人は、住民票、金融機関が発行した借入金の年末残高証明書、住宅(および土地)の売買または請負契約書の写し、住宅(および土地)の登記事項証明書または権利書の写しなど

所得税の納付申告

所得税が納付になる方の申告は、2月16日(月)からとなります。

土地や建物を売って譲渡所得がある人や事業所得などがある人は税務署で行ってください。

住民税の申告

芽室町にお住まいの方は、原則として住民税の申告が必要です。住民税課税において国民健康保険税、扶養控除、寡婦(寡夫)控除や障害者控除、医療費控除などのある方は住民税額に影響しますので必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告をされた方は必要がありません。

住民税の住宅ローン控除の申告 (毎年申告が必要です)

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11～18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

所得税の確定申告書が国税庁ホームページで作成できます。詳しいことはホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/>

なお、2月13日(金)からパソコンによる自動申告書作成システムを会場に用意します。